公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦57番地の２
債務者　宇土　秀行
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４２号
京都市下京区烏丸通松原上る因幡堂町699番地　バインオークサーティーン　502、前住所京都市東山区松原通大和大路西入弓矢町11番地　パインフレンズ405
債務者　高山竜佑こと　ＫＯＨ　ＹＯＮＧＷＯ　髙　　竜佑
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
福岡県福津市宮司浜１丁目９番６号　アルビレオＢ103号
債務者　椋本　眞司
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樫元　雄生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目32番７号（久保ハイツ101号）
債務者　御領原辰夫
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目22番11号
債務者　中原征一郎
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市長浦町２丁目67番地
債務者　鷲澤　真澄
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４８５号
大阪府豊中市刀根山６丁目６番38号
債務者　近藤　治彦
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４号
大阪市東淀川区瑞光４丁目２番13―102号、住民票上の住所大阪市生野区勝山北４丁目５番12号
債務者　西原　一成
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　数馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７９号
堺市西区鳳中町２丁31番地２　サンライズ鳳102号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町２丁104番地１　シュライク96―905号
債務者　工藤　哲大
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１号
静岡市葵区上足洗２丁目５番15号
債務者　小堀　貴雅
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　恵仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
京都府亀岡市上矢田町岩田１番地10
債務者　數井　　禎
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２０９１号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目13番11―201号
債務者　境　　章仁
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　博丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1512番地
4　水田方、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬720番地30
債務者　盛内　昭史
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４号
埼玉県坂戸市薬師町９番地２　エスポワールＴＹ505、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字片柳2308番地５
債務者　岡村　　実
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７号
埼玉県川越市大字今福886番地16
債務者　須藤　武弥
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部